

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「工場管理指導法」最新改正内容

行政院農業委員会調査によると、台湾の農地、工場で占める土地面積は1.4万ヘクタール、その中未登記の工場総数は約3.8万軒があると推測される。このほか、臨時登記されている7400軒の工場は、その登記期限が2020年6月までと迫っており、未登記の工場による農用地の占領関し、「工場管理指導法」の改正案は2019年6月27日に立法院で三読可決され、下記はその主な内容である。

一、工場の分類（第28-1条）

本条の規定は2016年5月20日を境に、設立時期、産業により生じた汚染の度合い¹及び改善計画の提出有無により法的効果が異なる。

法令根拠	設立時点 (2016.5.20)	汚染程度	改善計画	効果
第28-1条	以後新設	中、高、低汚染	N/A	給電給水の停止 及び撤去
第28-1条 第1号	以前既存	中、高 (非低汚染)	N/A	改善協力拒否者に対し、給電給水の停止 及び撤去
第28-1条 第2号	以前既存	低汚染	未提出	給電給水の停止 及び撤去
第28-1条 第3号	以前既存	低汚染	法令に則り 提出	改善指導、定期検査

¹ 低汚染産業の一覧表は、台湾經濟部中部オフィス100年3月15日經中一字第10000006330号の書簡を参照。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

二、「特定工場登記」

「低汚染の既存未登記工場」について、今回の改正案により新たに設けられた「特定工場登記」により、より一層管理下に置くことができるようになり、合法化の促進に取り組めるよう目的としている。

(一) 申請の前提条件 (第 28-5 条)

1. 今回の改正法令が施行されてから 2 年以内、管理を受ける申請を行う。
2. 今回の改正法令が施行されてから 3 年以内、工場の改善計画を提出する。
3. 管理申請を受ける未登記工場は、特定工場登記の取得するまで毎年**管理指導金**を納付すること。
4. 工場改善計画に合格したもの (原則 2 年以内、正当的な理由がある場合、延長することができる)。

(二) 法的効果 (第 28-8 条)

区域計画法、国土計画法、都市計画法、建築法にかかわる罰則は適用しない。

(三) 制限 (第 28-9 条)²

(四) 有効期限満了前の経過措置 (第 28-5 条)

「特定工場登記」の有効期限は本改正法令の施行日から起算して 20 年。

(五) 「臨時登記」の後続処理：

2010 年政府は農地工場を管理する政策とし「臨時登記」を設け、当該政策を継続するため、本規範に基づき「臨時登記」した工場は、元来の臨時登記事項範囲内にて、今回の改正法令が施行されてから 2 年以内に「特定工場登記」を申請することができる。

² 第 28-9 条第 1 項

1. 特定工場の所属する事業主体が変更するとき。
2. 独資の事業主体の場合、事業主体の責任者が変更したとき。ただし、継承者の場合は、この限りでない。
3. パートナシップの事業主体の場合、パートナシップ事業が変更となった場合。ただし、継承者の場合は、この限りでない。
4. 工場用地、工場及び建築物の面積を増加するとき。
5. 非低汚染でない産業類別及び主要製品の増加または変更をするとき。
6. 工場の土地及び建築物の全部または一部を他人の工場設置のために譲渡するとき。
7. 直轄市、県 (市) の主務機関による査定された工場改善計画により生じた負担する義務を履行していないとき。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

三、土地、建物の合法化（第 28-10 条）

特定工場登記の有効期限内（20 年）において、特定工場登記の取得者について、主務機関は次に掲げる規定に基づき土地の変更を行い、土地・建物を合法的化に向け取り組むとしている。

- （一）大量の違法工場の集中地区については、地方政府の計画により優先的に都市計画または産業エリアの開発を講じ、都市計画法、地域計画法、国土計画法等の関連規定に基づき土地利用目的による区域区分の変更または使用許可を講じる。
- （二）都市計画区域内の僅かの農地工場については、都市計画法に基づき取り組む。
- （三）都市計画区域外の僅かの農地工場については、特定工場登記の取得者による「用途計画」を思案し、主務機関へ土地用途変更の編入決定を要請する。

四、国民による通報を奨励する条例

本条は国民による不法の摘発を奨励すこと制度を設けることより、全国民からの監視の強化を図るため、国民が事実陳情または証拠を主務機関に下記に関する情報を通報した場合、主務機関は通報者に対し奨励金を給付するほか、通報者の身分を保護しなければならない。

- （一）2016 年 5 月 20 日以後、新規に未登記の工場。
- （二）中、高汚染（非低汚染）の既存未登記工場は、法令により汚染改善、工場移転または閉鎖を行っていない。
- （三）低汚染の既存未登記工場は、規定に従って改善契約を提出していない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。